

令和6年第1回まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第58号

令和6年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年4月23日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年4月23日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
------------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦	議会事務局課長補佐 横 関 智 之
----------------	-------------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長補佐	庄智裕	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○白川正樹議長 おはようございます。はい、着席願います。

池下福祉保険課長所用のため、庄課長補佐が出席しておりますので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。令和6年第1回まんのう町臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。今年は我々任期4年の3年目、折り返しの年となります。今後2年間、どうぞまたよろしくお願い申し上げます。議会と執行部は車の両輪のごとくとよく言われますが、町民の期待と信頼にこたえるべく、対等な立場でしっかり議論をし、お互い力を合わせて、町の将来像であります「元気まんまん まんのう町～水と緑がひとを育み支え合うまち～」の実現に誠心誠意取り組む決意でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日上程いたしておりますのは、議案4件であります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

議会事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく手数料に関する議案1件、同法第179条第1項の規定に基づく専決処分の承認2件、地方税法第423条第3項の規定に基づく同意議案1件の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

4月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、第1回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について） 即決でお願いします。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について） 即決でお願いします。

日程第6 議案第3号 まんのう町手数料条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第7 議案第4号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任について 即決でお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、午前9時38分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、鈴木崇容君、4番、常包恵君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号 専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、まんのう町税条例を改正する必要が生じ、同年 3 月 31 日にまんのう町税条例の一部を改正する条例を、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税関係で、令和 6 年度分の個人住民税所得割の額から、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を行う定額減税の規定の整備、固定資産税関係で、価格据置年度において価格の下落修正を行う措置、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置の適用期限を延長、その他関係法令の改正に伴う規定の整備でございます。

それでは、議案第 1 号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。下線の箇所が改正部分で、右側が改正前、左側が改正後でございます。タブレットの臨時会関係フォルダ＞令和 6 年度第 1 回臨時会＞税条例改正資料フォルダ内に条例改正の要旨と、改正による影響額の資料を載せておりますので、併せて御覧ください。

それでは 2 ページから 3 ページを御覧ください。第 51 条、第 71 条、第 139 条の 3 は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免に関する規定で、大規模災害があった際、被災地において災害減免の適用があることが明らかな場合、被災者の申請書の提出が

なくても、職権による減免を可能とする規定の追加及び字句の訂正でございます。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する規定で、定額減税に伴う特別税額控除額を令和6年度分の所得割の額から控除するための規定の整備でございます。

4ページから5ページを御覧ください。附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例の規定で、定額減税に伴う個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額の特例について定めた規定の整備でございます。

6ページから10ページを御覧ください。附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例の規定で、定額減税に伴う公的年金等の所得に係る個人の町民税の額の特例について定めた規定の整備でございます。

11ページを御覧ください。附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に関する規定で、納税義務者本人の合計所得金額が、1,000万円を超え、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の者について、令和7年度分の所得割額から1万円を控除するための規定の整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、定額減税に伴う条ずれの改正及び、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加するものでございます。

12ページを御覧ください。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、法律改正により、特定バイオマス発電施設に対して課する固定資産税の課税標準額の特例割合を7分の6と定める規定の整備及び項ずれによる改正でございます。

13ページから14ページを御覧ください。附則第10条の3は、法規則改正に合わせた項ずれの改正でございます。附則第11条は、法律改正に合わせた年度の更新でございます。附則第11条の2は、令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例に関する規定で、本来土地の価格を据え置くべき令和7年度、令和8年度において、土地の価格に下落がある場合に、価格の下落修正の措置を講じる規定の改正でございます。

15ページから17ページを御覧ください。附則第12条は、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、現行土地の評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、課税標準額は徐々に更正する負担調整措置が講じられていますが、引き続き適用期限を令和6年度から令和8年度まで3年間延長する規定の改正でございます。附則第13条は、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、農地の負担調整措置に関しましても、宅地同様に3年間延長する規定の改正でございます。

18ページを御覧ください。附則第15条は特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、法律改正に併せた年度の更新でございます。附則第16条の3から21ページの附

則第20条の3までは、特定の所得に対して、他の所得と区分して、町民税の所得割を課する分離課税に関する町民税の課税の特例の規定で、定額減税に伴う特別税額控除額の対象となる所得割の額について、分離課税分の町民税の所得割の額を含める読替え規定を追加するものでございます。

最後に22ページに、本条例改正の附則としまして、第1条に施行期日を、第2条に固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

今回の改正による税収への影響でございますが、定額減税により、町民税が約7,338万円減収の見込みでございます。なお定額減税による個人町民税の減収については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

以上、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例の一部改正について）御説明申し上げました。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 年度当初の税条例は専決処分ですることが慣例化しててですね、多分日本中こうなんでしょうと思いますが、研究者の間ではこれも大問題だとされております。町長にお伺いします。地方税法が改正された。そして、どうして本町は税条例を制定するのでしょうか。法律が決めたんだったらそのままでもいいじゃありませんか。これをどう受け止めてるかちょっとお伺いいたします。

私の理解してるところをちょっとお伝えしてですね、皆さんにちょっと研究していただきたいと思います。地方自治でありまして、地方自治の中身とは、自治立法権、条例制定権ですね。それから自治財政権、町の運営の財政は国が決めるんでない私たちが決めるんだということですね。加えて自治徴税権、住民に賦課し徴収することも自治であって、政府が決めるものではないと。これが地方自治法の原則です。

それでは地方税法はなぜ、上位法として機能しているのか。これは標準税率として示しているのであって、標準税率どおりに本町が、必ずしもすべきではない。私は標準税法と逸脱した税条例を決めることには、安易に賛成できません。地方税法が変わったときの本町の税条例の改正が非常に煩瑣になり、一生税務職で送るような専門職でもいれば、運用が何とかなりますが転勤している職員たちは到底運用できない。自治徴税権、住民に賦課し徴収することは議会の同意を得て町長が定める。地方自治法の真髓がここに背後に機能していることを、皆さんでねちょっと研究してください。私が言うことを真に受けたいかと思っております。

それでですね、最近私が思うのは、標準税率どおりにしていいんだろうかと。私も税務職員として勤務してですね、標準税から逸脱したときの苦心惨憺は身に染みております。財政所管は標準税から逸脱したときの総務省の対応策を知ってて、安易にすべきじゃない

ということはよくよく知っていると思いますけれども、どうしてかという本町の補正予算を見るとですね、3月に、5億円、財政調整基金積みます。黒字決算になるから基金繰り出しした。例年5億円から7億円歳計剰余金が出てるわけで、本町の令和5年度の決算は10億円から12億円ぐらい、見込みですから分かりませんがそれぐらい歳計剰余金が出る黒字になるという非常に健全至極な財政で、これは財政当局の努力もあるし職員たちが節約に努めている成果でもあります。しかしそれでいいのか。お金が余っとなや。ほな税金下げることできるわけです。安易にそんなことはできませんけれども、行政施策の研究をして、これだけいる住民の皆様これだけ負担していただけませんかというのが自治徴税権の発動でありたいと思うわけであります。今後の議会と執行部の研究テーマとしてですね、こう提言させていただきます。事務方がきちんと説明資料をタブレットに上げていただいて、これを改正するときの対象者が何人で幾らの税収が縮減し増減するのかということ載せていただいております。私は常に給与改定のときはこれで何ぼ上がるや下がるんや、その財政の影響とか聞いておりますね。こういう報告の仕方を議会説明の慣例として定立することをね、強く求めておきたいと思うわけであります。皆さん、地方自治の本旨を一緒に考えませんか。自分たちは、政府は制度設計し大枠を示し、運用基準を示してくれるがうのみにしてはならんのだと。

政府統計や行政実績を的確に掌握して、本町の独自政策を打ち出そうではありませんか。

町長は見事に合併後、統合を成し遂げてめめない一つの町をつくり上げました。

これからこそ、住民の福利厚生を伸ばし、地域振興がいかにあるべきか、我が町の進路を探る時期に来たように思います。これを税条例という根幹のところにおいて申し述べさせていただきます。ちょっと違ってたらいかん。税務課長何か意見あったら言うてくれてもいいです。以上です。

○白川正樹議長 特になしです。いいですか。

はい、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認についてまんのう町税条例の一部改正について

の件を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第5、議案第2号 専決処分の承認について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日より施行されたことに伴い、まんのう町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日にまんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 はい、税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容は、国民健康保険税について、中間所得層の被保険者の負担の適正化を図るため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引上げ、経済動向を踏まえ、負担軽減措置として軽減判定基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、議案第2号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。下線の箇所が改正部分で、右側が改正前、左側が改正後でございます。

1ページを御覧ください。第2条は、課税額に関する規定で、第3項において、後期高齢者支援金等課税額に係る課税標準額を現行の22万円から24万円に引き上げるものでございます。第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、2ページの第2号にて、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の29万円から29万5,000円に、第3号にて、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

最後に本条例改正の附則としまして、第1項に施行期日を、第2項に適用区分を規定するものでございます。今回の改正による税収の影響でございますが、課税標準額の引上げにより3世帯が影響し、約6万円増収し、軽減判定所得の基準額の引上げにより6世帯が影響し、約26万円減収の見込みでございます。

以上、議案第2号 専決処分の承認についてまんのう町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 税条例と国民健康保険税、これの専決処分に付されてるわけですね。で、政府は、税はなかなか上げない。しかし社会保険料は、今回の国民健康保険税の改正みたいにじわじわ上げる。本町の場合には、極めて今回、高所得者対象の条文であってですね、上限を上げるという改正ですから、高所得の人が少ない本町には極めて影響が少ない改正であったということは、税務課長の報告のとおりであります。

しかしですね、後期高齢者医療の課税限度額をじわっと引き上げたんですね。政府はですね、社会保険料、今回は後期高齢者出す上限引上げた。毎年少しずつずらして全体を社会保険料を上げるという展開に出てます。税金上げたら、選挙に負ける。社会保険料はチェックはききにくい。まして、給与所得者の場合は源泉徴収ですからほとんど町役場の職員に聞いても、何ぼ社会保険料引かれよるか知つとるかいうたら、関心持っていない人が多いですね。だから上げやすいから社会保険料ばかりであげる。税と、社会保険料の合計を公的負担と言います。この率が先進諸国の中ではもう極めて高い国になっている。社会保険料倒れの国になろうとしているということを我々気がつくべきであります。これも自治徴税権、国民健康保険の運用、後期高齢者の医療は地方自治に委ねられておりますから、料金は条例において設定する。むやみに上げてよいのだろうか。福祉に限度はないのか。社会保障のあるべき程度を探ろうではありませんか。極めて軽微に見える、見えますけれども、高所得の多いところにとってはこれ非常に重大な増収になるんだろうと思います。こうした政府の政策と地方自治との兼ね合いの仕方を我々は構造的に理解すべきであります。私の物の見方が合ってるのかどうか。執行部からの御意見も承りたいし、今後議会の中で、保険料や税という地方自治の根幹に関わることを、専決処分は事実として仕方がないにしても、即決の扱いはいかがなものだろうか。我々に提示された議案、その説明の条文の違いのところだけでこの改正内容を理解できた人はほぼ皆無に近いだろうと思います。私が事前に何人に影響があるんだと、幾ら増減があるんだと問いを投げかけておきましたからタブレット載せていただいていた。この資料は的確ですね。これしていただくと分かる。こうしたことを申し上げて、今後の税と社会保険料のことは大きな研究テーマになるだろうと思います。執行部と議会と手を合わせて探求して、穏当な負担、ほどよい

給付の町にしていく時期が来たのではないかと御提言申し上げます。執行部の中で御意見があれば、私のほうがおうとるわけでもないんで、御答弁したい方あったらお願いします。

○白川正樹議長 ないようです。大丈夫です、はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 専決処分の承認についてまんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第3号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第6、議案第3号 まんのう町手数料条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町手数料条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

現在、地域包括支援センターのみで作成している介護予防ケアプランが令和6年度から居宅介護支援事業者でも作成できるようになりました。

実施する業者は町に対して新規の場合は指定申請を、更新の場合は更新申請を行う必要があります。今回は、これに伴う手数料を新たに定めるものであります。手数料の金額は、新規が2万円、更新が1万円です。この条例は公布の日から施行いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第３号 まんのう町手数料条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○白川正樹議長 日程第７、議案第４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

地方自治法第４２３条３項に、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務者がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するとなっております。次の３名を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町公文３１９番地３ 氏名 森勝輔 生年月日 昭和１９年５月２４日

次に、住所 まんのう町中通８５２番地２ 氏名 増田道子 生年月日 昭和２７年１月３０日

次に、住所 まんのう町新目１３９７番地 氏名 見間照史 生年月日 昭和３３年８月３０日の３名です。

うち森氏と増田氏は再任となり、委員の任期は令和６年５月１３日から３年の令和９年５月１２日となります。

以上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これより議案第４号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１２分

再開 午前１０時４０分

○三好郁雄副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に白川正樹議長から一身上の都合による辞職願が提出されました。地方自治法第１０６条第１項の規定により副議長の私が議長の職務を行います。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願 この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和６年４月２３日 まんのう町議会副議長 三好郁雄殿。まんのう町議会 議長 白川正樹。

以上でございます。

○三好郁雄副議長 お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１とし直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職

○三好郁雄副議長 それでは、議長辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、白川正樹議員の退場をお願いします。

[白川正樹議員 退場]

○三好郁雄副議長 お諮りします。

白川正樹議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○三好郁雄副議長 異議なしと認めます。よって、白川正樹議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解きます。白川正樹議員の入場をお願いいたします。

[白川正樹議員 入場]

○三好郁雄副議長 白川正樹議員に申し上げます。ただいま、議長の辞職が許可されました。

ここで、白川正樹議員に議長退任の挨拶を求めます。

はい、白川議員。

○白川正樹議員 退任の御挨拶を申し上げます。

議長在任中は議員の皆様、執行部の皆様、会議など、様々な面で御協力を賜り、ありがとうございました。とりわけ的確なサポートを頂いた三好副議長には本当にありがとうございました。そしていつも懇親的に事務処理などを行っていただいた議会事務局の皆様に感謝を申し上げます。

議長は議会の代表として会議を円滑に進行し、本会議の開会閉会など、議会を議員各位とともにすることであり、大変栄誉なことでありました。

また議員皆様の代表として、いろいろな会合に出席をし、挨拶や意見交換などをさせていただき、多くの人を知りえたという宝物ができました。感謝をしています。

これをもちまして、議長退任に当たって皆様へのお礼の挨拶とさせていただきます。

2年間ありがとうございました。

○三好郁雄副議長 以上で、白川正樹議員の議長退任の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○三好郁雄副議長 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

○三好郁雄副議長　　ここで、議長志願者の所信表明を行うため、暫時休憩とします。

休憩　　午前 1 0 時 4 7 分

再開　　午前 1 1 時 1 2 分

○三好郁雄副議長　　休憩を戻して、会議を再開いたします。

追加日程第 2、選挙第 1 号　議長選挙について、これより議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○三好郁雄副議長　　ただいまの出席議員は 1 5 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番　京兼愛子議員、6 番　竹林昌秀議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけではなく氏名を完全にお書きいただきますよう、特に注意申し上げます。もう一度申し上げます。同姓議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう、特に御注意申し上げます。

また、白票の扱いについては、これは無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○三好郁雄副議長　　投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄副議長　　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○三好郁雄副議長　　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○平田議会事務局長　　呼びします。1 番　真鍋泰二郎議員、2 番　石崎保彦議員、3 番　鈴木崇容議員、4 番　常包恵議員、5 番　京兼愛子議員、6 番　竹林昌秀議員、7 番　川西米希子議員、8 番　合田正夫議員、9 番　三好郁雄議員、1 0 番　白川皆男議員、1 1 番　大西樹議員、1 2 番　松下一美議員、1 4 番　大西豊議員、1 5 番　川原茂行議員、1 6 番　白川正樹議員

○三好郁雄副議長　　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○三好郁雄副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

５番 京兼愛子議員、６番 竹林昌秀議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○三好郁雄副議長 議長選挙の結果を報告します。

投票総数１５票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票１５票、無効はなしです。有効投票のうち、大西樹議員８票、三好郁雄議員６票、白川正樹議員１票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。したがって、大西樹議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。ただいま議長に当選されました大西樹議員が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

大西樹議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○大西樹議長 お許しをいただきまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議長に御選任を賜り、心より感謝申し上げます。議会と執行部はよく車の両輪とも例えられ、二つのうちどちらを欠いても役に立たないほど親密な関係と例えられております。まんのう町発展のため、まずは役場の皆様との早期信頼回復に向け取り組んでまいります。

また、議員各位の御理解と御支援を賜り、円滑な会議、議会運営と、議会のさらなる活性化にも努めてまいる所存でございます。

どうか今後とも議員の皆様方の温かい御支援並びに御指導御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○三好郁雄副議長 大西樹議長、議長席にお着き願います。

○大西樹議長 議長を交代いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前１１時３２分

再開 午前１１時４５分

○大西樹議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、議事整理のため休憩をとりたいと思います。

休憩 午前１１時４５分

再開 午後 １時００分

○大西樹議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、三好郁雄副議長から、一身上の都合による辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長　それでは、朗読いたします。

辞職願　この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和6年4月23日　まんのう町議会議長　大西樹殿。まんのう町議会副議長　三好郁雄。

以上でございます。

○大西樹議長　お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3　副議長辞職

○大西樹議長　それでは、副議長辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、三好郁雄議員の退場をお願いいたします。

〔三好郁雄議員　退場〕

○大西樹議長　お諮りします。

三好郁雄議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。よって、三好郁雄議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解きます。三好郁雄議員の入場を願います。

〔三好郁雄議員　入場〕

○大西樹議長　三好郁雄議員に申し上げます。ただいま、副議長の辞職が許可されました。

この際、三好郁雄議員に副議長退任の挨拶を求めます。

○三好郁雄議員　このたび、副議長退任いたします、三好でございます。

2年間、皆さんに支えられて、大変お世話になりましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○大西樹議長　以上で、三好郁雄議員の副議長退任の挨拶が終わりました。

お諮りします。

ただいま副議長が欠員となっておりますので、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追

加日程第4、選挙第2号として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙

○大西樹議長 ここで副議長志願者の所信表明を行うため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時26分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙について、これより副議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○大西樹議長 ただいまの出席議員は15人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう、特に御注意申し上げます。なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただくようお願い申し上げます。特に御注意申し上げます。

また、白票の取り扱いについては、これを無効といたします。

[投票用紙配布]

○大西樹議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○大西樹議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○平田議会事務局長 お呼びします。1番 真鍋泰二郎議員、2番 石崎保彦議員、3番 鈴木崇容議員、4番 常包恵議員、5番 京兼愛子議員、6番 竹林昌秀議員、7番 川西米希子議員、8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員、10番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 松下一美議員、14番 大西豊議員、15

番 川原茂行議員、16番 白川正樹議員

○大西樹議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

8番 合田正夫議員、9番 三好郁雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○大西樹議長 選挙の結果を報告します。

投票総数15票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち、有効投票15票。有効投票のうち、川西米希子議員8票、大西豊議員6票、京兼愛子議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、川西米希子議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。ただいま副議長に当選された川西米希子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

川西議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○川西米希子副議長 議員の皆様、御支持いただきましてありがとうございました。

これからの2年間、議長をしっかりとお支えし、副議長として皆様とともに与えられた役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

執行部の皆様、議会事務局の皆様もどうぞよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○大西樹議長 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 4時40分

○大西樹議長 休憩を戻して会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議は24時まで時間延長をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は24時まで延長することに決まりました。

休憩中に各議員から、委員の所属変更の申し出と辞任届などが提出されておりますので、日程の追加についてお諮りします。

委員の辞任と所属変更の許可についての件、常任委員会委員の選任の件、議会運営委員会委員の選任の件、特別委員会委員の選任の件、仲多度南部消防組合議会議員の選挙の件、

中讃広域行政事務組合議会議員の選挙の件、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件、香川県広域水道企業団議会議員の選挙の件、監査委員選任についての件、議会選出各種委員等の選出の件、議席の一部変更の件を議事日程に追加することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。それでは、

追加日程第5 委員の辞任と所属変更の許可について

追加日程第6 常任委員会委員の選任

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 特別委員会委員の選任

追加日程第9 選挙第3号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第10 選挙第4号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第12 選挙第6号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第13 議案第5号 監査委員（議会選出委員）の選任について

追加日程第14 議会選出各種委員等の選出

追加日程第15 議席の一部変更

以上の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 委員の辞任と所属変更の許可について

○大西樹議長 追加日程第5、委員の辞任と所属変更の許可についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員と特別委員会委員より辞任の申し出と、各常任委員より所属の変更の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、申し出を許可することに決定しました。

追加日程第6 常任委員会委員の選任

○大西樹議長 追加日程第6、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副議長に一任ということでございますので、各議員の意見を十分拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいです

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

一任されておりました、常任委員会の委員の選任につきまして、お配りいたしました名簿のとおり選任させていただきたいので、発表します。

総務常任委員会委員、大西豊議員、竹林昌秀議員、常包恵議員、真鍋泰二郎議員、大西樹。教育民生常任委員会委員、松下一美議員、白川皆男議員、白川正樹議員、京兼愛子議員、石崎保彦議員。建設経済常任委員会委員、川原茂行議員、三好郁雄議員、合田正夫議員、川西米希子議員、鈴木崇容議員。

以上のように決定することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発表のとおり決定いたしました。

ここで休憩を取り、委員会条例第9条の規定により、常任委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

○大西樹議長 休憩を戻して会議を再開します。

それでは常任委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告がありましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長に常包恵議員、副委員長に真鍋泰二郎議員、教育民生常任委員会委員長に石崎保彦議員、副委員長に白川正樹議員、建設経済常任委員会委員長に鈴木崇容議員、副委員長に合田正夫議員。

以上でご報告を終わります。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 特別委員会委員の選任

○大西樹議長 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任の件、追加日程第8、特別委員会委員の選任の件の以上2件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第7から追加日程第8を一括議題とします。

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任の件、追加日程第8、特別委員会委員の選

任の件について、お諮りします。

以上、2件の委員の選任については、どのような方法でいたしましょうか。正副一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分拝聴いたしまして、選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。
それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

一任されておりました、議会運営委員会委員、特別委員会委員の選出の件につきまして、選任をいたしましたので、発表いたします。

議会運営委員会委員、松下一美議員、真鍋泰二郎議員、川原茂行議員、常包恵議員、鈴木崇容議員、石崎保彦議員。議会広報特別委員会委員、白川正樹議員、真鍋泰二郎議員、川西米希子議員、竹林昌秀議員、鈴木崇容議員、石崎保彦議員。

以上のように決定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発表のとおり決定いたしました。

それでは休憩をとり、委員会条例第9条の規定により、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 4時53分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

それでは、議会運営委員会並びに特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告がありましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に松下一美議員、副委員長に真鍋泰二郎議員。議会広報特別委員会委員長に白川正樹議員、副委員長に真鍋泰二郎議員。

以上で報告を終わります。

追加日程第9 選挙第3号 仲多度南部消防組合 議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第 9、選挙第 3 号 仲多度南部消防組合議会議員の選挙を議題といたします。この選挙は、組合規則第 5 条により、2 人の議員を選出するものでありますが、1 人は町議会の議長の職にあるもの、もう 1 名を議会において選挙し、選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名します。仲多度南部消防組合議会議員に常包恵議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました常包恵議員を仲多度南部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました常包恵議員が仲多度南部消防組合議会議員に当選されました。ただいま、仲多度南部消防組合議会議員に当選されました常包恵議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

以上で、仲多度南部消防組合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第 10 選挙第 4 号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第 10、選挙第 4 号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題とします。

中讃広域行政事務組合の組合議会におけるまんのう町の議員定数は、組合規則第 5 条により 3 名となっており、そのうち 2 名は正副議長の職にある者、もう 1 名は議員の中から選出することとなっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたい

と思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名します。中讃広域行政事務組合議会議員に、竹林昌秀議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました竹林昌秀議員を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます

したがって、ただいま指名しました竹林昌秀議員が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。ただいま中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました竹林昌秀議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第11、選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題とします。

香川県後期高齢者医療広域連合組合の組合議会におけるまんのう町の議員定数は、組合規則第8条により1名となっており、議員のうちから選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に石崎保彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました石崎保彦議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました石崎保彦議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第12 選挙第6号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第12、選挙第6号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を議題とします。

本件の広域水道企業団の議会におけるまんのう町の議員定数は企業団規約第5条第2項により1名となっており、議員の中から選出することになっています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名します。香川県広域水道企業団議会議員に鈴木崇容議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました鈴木崇容議員を香川県広域水道企業団議会議員の当選人

と定めることに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木崇容議員が香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま香川県広域水道企業団議会議員に当選されました鈴木崇容議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上で、香川県広域水道企業団議会議員の選挙を終わります。

議案配布のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時06分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

追加日程第13 議案第5号 監査委員（議員選出委員）の選任について

○大西樹議長 追加日程第13、議案第5号 監査委員（議員選出委員）の選任についてを議題とします。

本件については、除斥に該当しますので地方自治法第117条の規定により、10番、白川皆男議員の退場を求めます。

〔白川皆男議員 退場〕

○大西樹議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田隆義町長 ただいま上程されました議案第5号 監査委員（議員選出委員）の選任について、提案理由を申し上げます。

監査委員の任期は、地方自治法第197条により、議会から選出されるものにあつては、議員の任期によることとなっておりますが、このたび大西豊議員より辞職願を受理いたしましたことから、新たに白川皆男氏をまんのう町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 まんのう町買田612番地5

氏 名 白川皆男

生年月日 昭和19年11月4日

なお、委員の任期につきましては、議員の任期によるものでございます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略させていただき

たいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。
お諮りします。

ただいま議題になっております議案第５号、監査委員（議員選出委員）の選任については、原案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第５号監査委員（議員選出委員）の選任については、原案を同意することに決しました。

除斥を解きます。

〔白川皆男議員 入場〕

追加日程第１４ 議会選出各種委員等の選出について

○大西樹議長 追加日程第１４、議会選出各種委員等の選出についての件を議題とします。

お諮りします。

議会選出各種委員会・協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副議長一任ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

正副議長において、御手元に配付していただいたように選出させていただきました。
委員会・協議会の数が多くありますので、御手元の名簿をもって発表にかえさせていただきます。

お諮りします。

議会選出各種委員等の選出について名簿のとおり選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり決定いたしました。

追加日程第１５ 議席の一部変更

○大西樹議長 追加日程第15、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときは議席を変更することができるとなっておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

配付いたしました議席表のとおり一部変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更はそうように決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席には、次の議会から着席をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 午後 5時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年4月23日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員